

東労発基 0430 第 4 号
令和 3 年 4 月 30 日

各 位

東京労働局長
(公印省略)

職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について

日頃から労働者の健康確保対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症の予防については、毎年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各種の取組を推進しているところですが、熱中症による休業4日以上の上業務上疾病者数は依然として高止まりしており、昨年の東京労働局管内（速報値）でも77件が発生し、うち1件が死亡災害となっています。

今般、日本産業規格 JIS Z8504 が約 20 年ぶりに改正され、WBGT 基準値、着衣補正值等に関する改正が行われたこと等により、厚生労働省において、別紙のとおり、職場における熱中症予防基本対策要綱を定め、熱中症予防対策の一層の推進を図ることとしたところです。

貴団体におかれましても、会員事業場等に対して、本要綱の周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。